

## 平成 17 年浄化槽法改正の概要について

### 1. 目的の明確化【第 1 条関係】

近年の浄化槽の置かれている位置付けの変化を踏まえ、浄化槽法の目的において、公共用水域等の水質の保全等の観点から浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図ることを明示する。

### 2. 浄化槽からの放流水に係る水質基準の創設【第 4 条第 1 項及び第 3 項関係】

浄化槽からの放流水の水質を担保するため、環境大臣は浄化槽から公共用水域等に放流される水の水質について、環境省令で、技術上の基準を定める。また、浄化槽の構造基準は、当該基準が確保されるものとして定められなければならないこととする。

### 3. 浄化槽設置後の水質検査の検査時期の適正化【第 7 条第 1 項関係】

浄化槽は実際に一定期間使用した後でなければ微生物が安定化せず、所期の処理性能を発揮できないことから、浄化槽法制定当時の技術水準に照らし、使用開始後 6 月を経過した日から 2 月間に受けることとされている浄化槽設置後の水質検査について、環境省令で定める期間内に受けなければならないこととする。

### 4. 浄化槽の維持管理等に対する監督の強化

#### 法定検査の実施の確保【第 7 条の 2 及び第 12 条の 2 関係】

法定検査が確実に行われ、その結果に基づき都道府県が適切な指導監督を行えるようにするため、法定検査を受検しない者に対する指導・助言、勧告、命令といった指導監督に係る規定を設ける。

#### 指定検査機関から都道府県への検査結果の報告【第 7 条第 2 項及び第 11 条第 2 項関係】

都道府県の指導監督の強化を図るため、指定検査機関は、水質に関する検査を実施したときは、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、環境省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならないこととする。

## 浄化槽の使用廃止の届出の義務付け【第 11 条の 2 関係】

浄化槽の設置状況の確実な把握を図るため、浄化槽の使用を廃止したときは、環境省令で定めるところにより、その日から 30 日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならないこととする。

## 5 . その他

報告徴収及び立入検査に係る規定の整備、指定検査機関に係る環境大臣指定の廃止、所要の罰則を設けるなど規定の整備を行う。

## 6 . 施行期日

平成 18 年 2 月 1 日とする。

### <参考> 国会における審議の経過

- 4 月 8 日 衆議院環境委員会にて法案起草、委員会提出の法律案として決定
- 4 月 1 4 日 衆議院本会議にて可決（全会一致）
- 5 月 1 2 日 参議院環境委員会にて可決（全会一致）
- 5 月 1 3 日 参議院本会議にて可決（全会一致）
- 5 月 2 0 日 公布（法律第 4 7 号）